

# 小平市立上宿小学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめ問題に対する基本方針

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係諸機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を図り、解決に向けて取り組む。

## 2. 主な取組

### (1) 組織的な対応ができる体制づくりと教員の指導力の向上

#### ①「いじめ防止・サポートチーム」(いじめの防止等の対策を検討する組織)の設置

校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー(必要に応じて当該学年教諭)で構成する。下の役割をもつ。また、「いじめ防止・サポートチーム」を支援する組織として、「学校サポートチーム」を活用する。

- ・いじめへの未然防止及びいじめへの速やかな対応策を検討し、実施をする。
- ・いじめ問題等にかかわる子どもの情報を共有し、指導記録を保存する。
- ・市教委、関係諸機関と連携し、情報収集や取組の方向性を検討する。

#### ②いじめ問題に関する校内研修の実施(年3回)

- ・「いじめ防止教育プログラム」の「教員研修プログラム」を活用し、教員一人一人の意識を高め、いじめ問題への対応力を身に付ける。

#### ③いじめの確実な発見

- ・「いじめ発見のチェックシート」「いじめアンケート」(月1回)を用いた児童の状況観察を行い、「いじめ・サポートチーム」で、結果を集約・分析する。
- ・スクールカウンセラーによる全員面接を5年生に実施する。どの学年の児童も躊躇することなく、スクールカウンセラーに相談できる環境をつくる。

### (2) 人とつながり、いじめと向き合える子どもの育成

#### ①「いじめに関する授業」の実施(年3回)

- ・道徳教育や人権教育を充実させ、望ましい人間関係を築く力、自分と他者、互いの人格を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感を育む。

年3回、「いじめ」をテーマにした授業を行う。子どもが、「いじめ」について深く考え、「いじめ」は絶対に許されないことを自覚できるよう、ふれあい月間に合わせ、各学年、各学級で実施する。内容については、「いじめ防止教育プログラム」の「学習プログラム」を活用する。授業で児童が書いた感想等を教室や廊下に掲示し、「いじめ」とまっすぐに向き合う意識をもてるようにする。

#### ②なかよし班活動の充実

- ・集団遊び、交流給食の他、中庭の整備、落ち葉拾いなどの清掃活動や、スポーツテストでも、異学年交流の場をもち、他者の気持ちを想像し、共感的に理解する豊かな情操を育む。

#### ③地域の方々との交流

- ・総合的な学習の時間を要として、地域に学習の場を広げ、ゲストティーチャーや地域の高齢者、幼児等と

交流し、他者への思いやりの心をもてるようにするとともに、コミュニケーション能力を高める。

#### ④児童会における活動

・年3回のあいさつ運動週間と毎月5日の「五中学区あいさつデー」の取組を充実させる。児童会を中心とした取組に併せ、なかよし班活動を活動母体にしたあいさつ運動を実施する。あいさつを通して人と人がつながる学校づくりを取り組む。

#### ⑤インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対策

リーフレットや啓発DVD等を活用し、「ネット上のいじめ」の危険性を含めた情報モラル教育を計画的に実施する。また、保護者会等でも、インターネットや携帯電話等の利用に関して家庭でのルールをつくるよう啓発する。

### (3)いじめ発見時の対応

#### ①「いじめ防止・サポートチーム」で情報の共有、速やかな事実確認、役割分担の明確化

事実確認の内容を被害・加害児童の保護者に連絡するとともに、市教委に報告する。

#### ②被害の子どもの安全確保～安心して生活できる環境をつくる

状況を詳細に把握し、教職員全体で情報を共有する。また、いじめを受けた子どもが、落ち着いて学習や生活ができる環境を確保するため、複数の教員で授業中・休み時間等の見守りをする。さらに、いじめを受けた児童の心理的なストレスを軽減するため、スクールカウンセラーによる、子どもと保護者の心のケアを行う。

#### ③加害の子どもには、直ちにいじめをやめさせる

加害の子どもを特定した上で、いじめをやめさせ、悪いことは悪いということを毅然とした態度で指導する。再発を防止するため、「いじめ防止・サポートチーム」が中心となって、継続的に観察し、指導を徹底する。また、行動の背景、抱えている課題を把握し、課題を克服するための支援をする。

#### ④いじめを知らせてきた子どもの安全確保、継続的な見守り

勇気をもって教員等にいじめを伝えた子どもを守るため、教員同士の情報共有による見守りや登下校時の付き添い、積極的な声かけなどを通じて、安全を確保する。保護者とも連携を図る。

### (4)重大事態への対処

#### ①「いじめ防止・サポートチーム」を核とし、被害を受けた子どもの緊急避難の検討

事実関係を明確にするための調査、間断なく見守る体制を検討し、速やかに実施する。また、調査結果や見守る体制の内容を被害・加害児童の保護者、市教委へ連絡する。

その他、スクールカウンセラー、教育相談機関等と連携し、以下の対応を実施する。

・スクールカウンセラーと教員との情報共有を徹底し、スクールカウンセラーによる授業観察を積極的に実施する。また、保護者と連絡を密にし、子どもの家庭での様子を確認するとともに、保護者の心のケアを行う

・被害の状況により、保健室登校等の緊急避難措置を実施する。

・いじめ対策緊急保護者会を実施し、学校が把握した状況内容と具体的な対応について説明し、理解・協力を求める。

・(いじめの原因に家庭での虐待等が疑われる場合)スクールカウンセラーからの助言を踏まえ、児童福祉機関へ通報・相談を速やかに行う。